

## 西宮市営借上住宅の契約終了に係る移転等実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、西宮市営住宅条例（平成8年西宮市条例第44号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する市営住宅の借上住宅について、借上期間満了に伴う入居者の移転等について必要な事項を定めることにより、その円滑な推進を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 借上住宅 災害公営住宅として独立行政法人都市再生機構から借上げた市営住宅をいう。
- (2) 一般住宅 市営住宅以外の住宅をいう。
- (3) 対象住宅 この要綱が適用される借上住宅をいう。
- (4) 対象入居者 平成24年3月31日における対象住宅の入居者をいう。
- (5) 移転 借上住宅から他の市営住宅又は一般住宅等へ移転することをいう。
- (6) 自主移転 移転のうち、第6条に規定する他の市営住宅のあつせん以外で移転することをいう。
- (7) 最終の家賃 移転により借上住宅を明渡す時点の家賃をいう。（西宮市営住宅家賃減免取扱要綱又は西宮市営改良住宅減免取扱要綱により減免等を行っている場合には減免後の家賃。ただし、家賃を全額免除中の場合は免除の適用がない場合の家賃。）

### (対象住宅)

第3条 対象住宅は、シティハイツ西宮北口、ルネシティ西宮津門2号棟、ルゼフィール南甲子園、ルゼフィール武庫川第2五番街、ルゼフィール西宮丸橋町とする。

### (適用範囲)

第4条 この要綱は、対象入居者に適用するものとする。ただし、条例第36条第1項及び第46条第1項、第2項の規定（第46条第1項第5号の規定による明渡しを請求している場合、その借上期間が満了するまで、及び市が住み替えを猶予している期間を除く）により住宅の明渡しを請求している者を除く。

### (説明会の開催等)

第5条 市長は、対象住宅の借上期間の満了に際して説明会の開催等の措置を講じ、対象入居者の協力を得るよう努めるものとする。

(他の市営住宅のあっせん)

第6条 市長は、対象住宅の借上期間の満了にあたり、対象入居者が希望する場合、住み替え先となる他の市営住宅をあっせんするものとする。

2 市長は、前項の他の市営住宅のあっせんについては、通常的一般公募と住み替え公募と調整の上、条例第5条第3号に規定する公募の例外により、通常のコ募とは別に対象入居者のみを対象とした住み替え募集を行うこととする。

(借上終了に係る家賃の特例)

第7条 市長は、対象入居者を他の市営住宅に入居させる場合には、条例第44条の2の規定により最終の家賃、他の市営住宅の家賃を比較し、家賃を減額するものとする。ただし、当該減額の他に減免事由がある場合は、減免額の多い規定を適用するものとする。

(支援金の支給対象者)

第8条 市長は、対象入居者のうち、対象住宅から移転した者に対して支援金を支給する。

(支援金の額)

第9条 支援金の支給額は、別表のとおり、予算の範囲内において市長が定めた額とする。

(支援金の支給時期)

第10条 支援金の支給時期は、対象入居者が移転をした後、本人の請求により支給するものとする。ただし、対象入居者の申し出により、市長が必要と認める場合においては、支援金の一部を仮払いすることができる。

(実施の細目)

第11条 この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

(別表)

a. 第 6 条に規定する「他の市営住宅のあっせん」による移転の場合

当該あっせんのうち、本あっせんの鍵渡し日が属する年度の支援金の額を支給する。

	支援金 (かっこ内は前年度額)
基本額	354,000 円 (339,000 円)

b. 自主移転による場合

住宅を明渡した日が属する年度の基本額に 20%割増した支援金を支給する。